### パブリック・コメント手続実施結果報告

番号	19-6-1
案件名	(仮称)中野区手話言語条例に盛り込むべき主な事項
意見募集期間	令和元祥12月20日 から 令和2年1月9日まで

1. 提出方法別意見提出者数

提出方法	人(団体)数
電子メール	37
ファクシミリ	4
郵送	1
まど ぐち <b>窓</b> 口	5
合計	47

2. 提出された意見の概要及びそれに対する区の考えた(信趣旨の意見は一括)

合計意見数	15	<b>件</b>
-------	----	----------

# (1)全般的な事項に関するもの(6項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
	、	条例に、ご指摘のような個別の 記述は行いませんが、手話が言語
	盛り込んではしい。 ①子品言語を   獲得する権利、②手話言語で学ぶ	記述は行いませんが、子品が言語     であるとの理解を促進し、手話を
1	権利、③手話言語を学ぶ権利、④	使用する全ての人に対して、
1	手話言語を自由に使う権利、⑤	社会的障壁がない地域社会の
	手譜意語を守る権利。	実現を図ることを規定し、手話を
		普及させるための施策を行って    いままま
	しゅだん	いきます。
	コミュニケーション手段として	区は、現在使用されている手話
	の手話と、言語としての手話との	が言語であることの位置づけを
	意味合いが混在している。「首節」	朝確化し、その理解を促進して、
	や「基本理念」、「区の責務」の中の	手誘を使用する全ての人に対し
	「手゛話」を「手話言語」に修正して	て、社会的障壁のない地域社会を
	ほしい。	実現するためにこの条例の制定に
2	手話言語条例は、福祉の視点よ	向けて取り組んでいます。このた
	り言語の視点を強く打ち出す性格	め「手話」という言葉を使用してい
	のものである。基本理念の中の	ます。
	「手話」を「手話言語」に、「障害の	
	有無によって分け隔てられること	
	なく」を「使用する言語の違いによ	
	って分け隔てられることなく」に	
	変えてほしい。	

	この条例は障害者のための	
	条例ではないと考えるので、基本	
	理念の中の「障害の有無によっ	
	て」という文言を省き、「…促進さ	
	れ、手話言語を使いやすい環境が	
	整備され、全ての区民が多様な	
	言語と文化を認め合い、かけがえ	
	のない個人として…」のように変	
	えてほしい。	
	条例施行後のチェック、見置し	条例に見置しについては規定し
3	も定めてほしい。	ませんが、施行後においても、
3		必要に応じて見直しを検討してい
		きます。
	「理解を促進」、「協力」等の言い	「区党の役割」、「事業者の役割」
4	<b>しが、弱く感じられる。もう少し</b>	を、各々「区民の責務」、「事業者の
4	強めに表現できないか。	<b>責務」と改めるなど記述の見</b> 直し
		を検討します。
	「手話言語」を言語として認めた	手話は、区民が選択できる言語
	のであれば、その言語性を前面に	であることを条例に盛り込むこと
5	ボース	を検討します。
	聴覚障害者のみならず、区民が	
	選択できる言語であることを開確	
	にしてほしい。	

	中野区手話言語条例及び	ご意見の主旨を踏まえ、条例の
6	中野区障害者の多様な意思疎通	制定に向けて取り組んでいます。
6	の促進に関する条例は必要だと	
	思う。	

# (2) 前 でに関するもの(2 頃首)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
	「手話は、ろう学校での使用を	条例の前文で、過去には手話の
	禁止されたり、中野区の大和	使用が制約を受けてきた歴史や、
	小学校(当時)での国政選挙	手話がそれを必要とする聴覚
	立会演説会に初めて手話通訳が	障害者やその支援者等によって大
1	ついたことなどの歴史のなかで、	切に受け継がれてきた文化的
	聴覚障害者や支援者により大切	所産であることを記述することを
	に守られてきた」というように、	考えています。
	中野区の地域性を明確化できる	
	内容を削売してほしい。	
	「社会的障壁のない社会を実現	この条例によって、手話を使用
	していく必要があります」を	する全ての人に対して社会的障壁
2	「社会的障壁のない社会を実現	がない地域社会を実現すること
	し、社会参加を保障していく必要	が、社会参加にもつながるものと
	があります」として、「社会参加を	考えています。
	保障して」の言葉を入れてほしい。	

### (3)「4 区の責務」について(2項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
	「手話言語を獲得、習得する	この条例では、手話が言語であ
	環境を整備する」ための施策も加	ることの理解を促進し、手話を
	えてほしい。	使用する全ての人に対して社会的
	聴覚に障害のある乳幼児が自然	障壁がない地域社会を実現する
	と手話言語に触れられるような	ことを定めます。意思疎通手換の
1	環境、情報提供が進むような文言	一つとしての手話が容易に利用で
	を入れてほしい。	きる環境整備に関する施策につ
		いては、(仮称)中野区障害者の
		多様な意思疎通の促進に関する
		条例にその基本方針を定め、施策
		を展開していきます。
	区の手話講習会は、手話通訳者	手譜が萱薔であるとの理解が
	養成のためのものであり、聴覚	区職員にも深まるよう、この条例
2	障害者の受講を想定していない。	についての説明会や研修を開催
	聴覚障害者にとっての手話の	するなどにより、理解促進を図り
	学習環境の整備につながる条例	ます。
	にしてほしい。	

#### (4)「5 区党の役割」、「6 事業者の役割」について(2項首)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
	「努める」と、努力義務となって	
1	いるが、努力義務で、巣たしてど	
'	こまで実施されるのか疑問であ	理解促進に努めていきます。
	る。	

	義務教育で英語を習うように、	区民や事業者への理解が深まる
	子どものうちから手譜の挨拶だけ	よう、手話の理解を促進するため
	でも身につけば、聴覚障害者への	の施策を行っていきます。
	理解が深まり、障害者やその家族	
2	への差別をなくすことにもつなが	
_	る。	
	手話は言語であるとの認識が広	
	まるよう、区内の書店の手詰の本	
	の売り場が、英語や仏語のように	
	語学の場所に移るよう希望する。	
	1	

# (5)その他の意見・要望について(3頃首)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
	条例制定後、言語としての	手話の理解を促進するためのイ
	「手話」が広く知れ渡り、認めら	ベントや啓発用品の配布などの取
	れ、尊重されるために啓発イベン	り組みを検討していきます。
1	トの開催を希望する。また、制定	
'	日を記念日として、将菜にわたっ	
	て区のイベント開催やリーフレット	
	作成、小中学校での配布を希望す	
	る。	

	「障害者の多様な意思疎通の	区は、2つ0
	促進」はユニバーサル推進案例や	制定するべき
2	推進計画の発展として推進し、	を進めています
_	手話言語条例を優先して制定した	
	方が、一般区民などに理解されや	
	すいのではないか。	
	普段の生活で手話を必要としな	すでに小学
	い人達に挨拶だけでもいいので	福祉教材や国
	覚えてほしい。そのためには、	や手話が取り
	学校の授業で週に30分でも手話	め、予どもたっ
	の勉強をする時間を作ることがま	社会全体に対し
	ず第一歩である。	ます。
	先入観や偏見のない小さな子ど	来年度から
3	もの頃から手話を日常の「当たり	国語の教科書は
	前」にする教育を望む。区立の全	える題材があ
	1	けいさい

ての小・中学校で、国語教育の

一部として手話を学習に組み込ん

すでに小学校では、区独首の 福祉教材や国語の教科書に点字 や手話が取り上げられているため、子どもたちは授業等で共生 社会全体に対して理解を深めています。

来年度から使用する5年生の 国語の教科書には、共生社会を考 える題材があり、指文学の表も 掲載されているため、手話に対し てより理解が深まるものと考えま す。

手詰の理解を促進するためのイベントや啓発用品の配布などの取り組みを検討していきます。

#### 3. 提出された意見による変更について

でほしい。

今回提出された前記2の「(1)4及び5」を、今後、区が策定する(仮称)中野区 手話言語案例案に反映させる。